地方卸売市場業務条例の一部改正（案）について

事　項			改正内容	説　明
総則	２条	名称及び位置	変更	面積の規定を削除
	３条	取扱品目	変更	※水産物部　生鮮水産物及びその加工品⇒生鮮水産物及びその加工品
	５条	開場の時間	変更	午前5時00分から午後3時まで ⇒午前4時30分から午後3時まで
	５条の２	市場の運営の方法	新設	開設者の差別的な取扱いの禁止
市場関係事業者	６条の２	卸売業務の認定	新設	山口県知事の許可 ⇒市長の認定
	８条	保証金の額	変更	有価証券の条項削除
	１２条	せり人の資格等	変更	市による登録 ⇒卸売業者からの届出
	２７条	関連事業者の設置	変更	市長の許可⇒認定
売買取引及び決済の方法	３４条	売買取引の方法	変更	販売方法の規制を緩和（※せりの割合は取引参加者で協議して決定）
	３６条	卸売業者の業務の規制	削除	取引の規制を緩和
		第三者販売	削除	条項削除 ※現状の取引ルールを変更する場合は、取引参加者が協議して決定
		商物一致	削除	
	４２条	受託契約約款	削除	商業上の取引行為
	４３条	販売前における受託物品の検収	削除	商業上の取引行為
	４４条	卸売物品の買受人の明示及び引取	削除	商業上の取引行為
	４５条	買受人の業務の規制	削除	取引の規制を緩和
	４８条	売買取引の条件の公表	新設	卸売業者に公表義務 ※卸売予定数量等の公表の条項に追記

売買取引及び決済の方法	４９条	決済の確保	削除	取引参加者間で決定した売買取引の支払期日、支払方法等について、遵守することを規定（52条を統合）
	５０条	委託手数料	削除	卸売業者による売買取引の条件の公表事項
	５３条	卸売代金の変更の禁止	削除	商業上の取引行為
品質管理	５４条の２	物品の品質管理の方法条	変更	食品衛生法その他関係法令の規定
雑則	７３条	卸売業務の代行	削除	法律上の規定なし